

令和5年10月発行

府中市パートナーシップ宣誓制度
ガイドブック



広島県府中市

目次

◎パートナーシップ宣誓制度とは・・・P.1

◎宣誓手続きについて

- 1 宣誓できる方・・・・・・・・・・P.2
- 2 宣誓手続きの流れ・・・・・・・・P.3
- 3 必要書類・・・・・・・・・・P.7
- 4 交付する書類・・・・・・・・・・P.9

◎宣誓後の手続きについて（必要に応じて）

- 5 受領証等の再交付・変更・返還・・・P.10
- 6 連携自治体との相互利用・・・・・・・・P.12
- 7 宣誓書記載内容等証明書・・・・・・・・P.12

◎よくある質問と回答・・・・・・・・P.13

◎人権に関する相談窓口・・・・・・・・P.15

せんせいせいど パートナーシップ宣誓制度とは

一方または双方が性的マイノリティであるおふたりが、互いを人生のパートナーとして約束した関係であることを記載した宣誓書を市に提出し、市がその宣誓書を受領したことを証明する制度です。

この制度に法的効力はありませんが、市がおふたりの宣誓を証明する公的なものです。行政・民間サービスにおいても、性的マイノリティの方々がパートナー同士の関係を認められ、可能となる様々な取組が一層広がるように支援し、性的マイノリティの方々が安心感を持って生活できる社会が実現することを期待しています。

【用語の解説】

- 性的マイノリティ
性的指向や性自認のあり方が少数派である人。
- パートナーシップ
一方または双方が性的マイノリティであるおふたりが、互いを人生のパートナーとして協力しながら生活を共にすることを約束した関係。

宣誓手続きについて

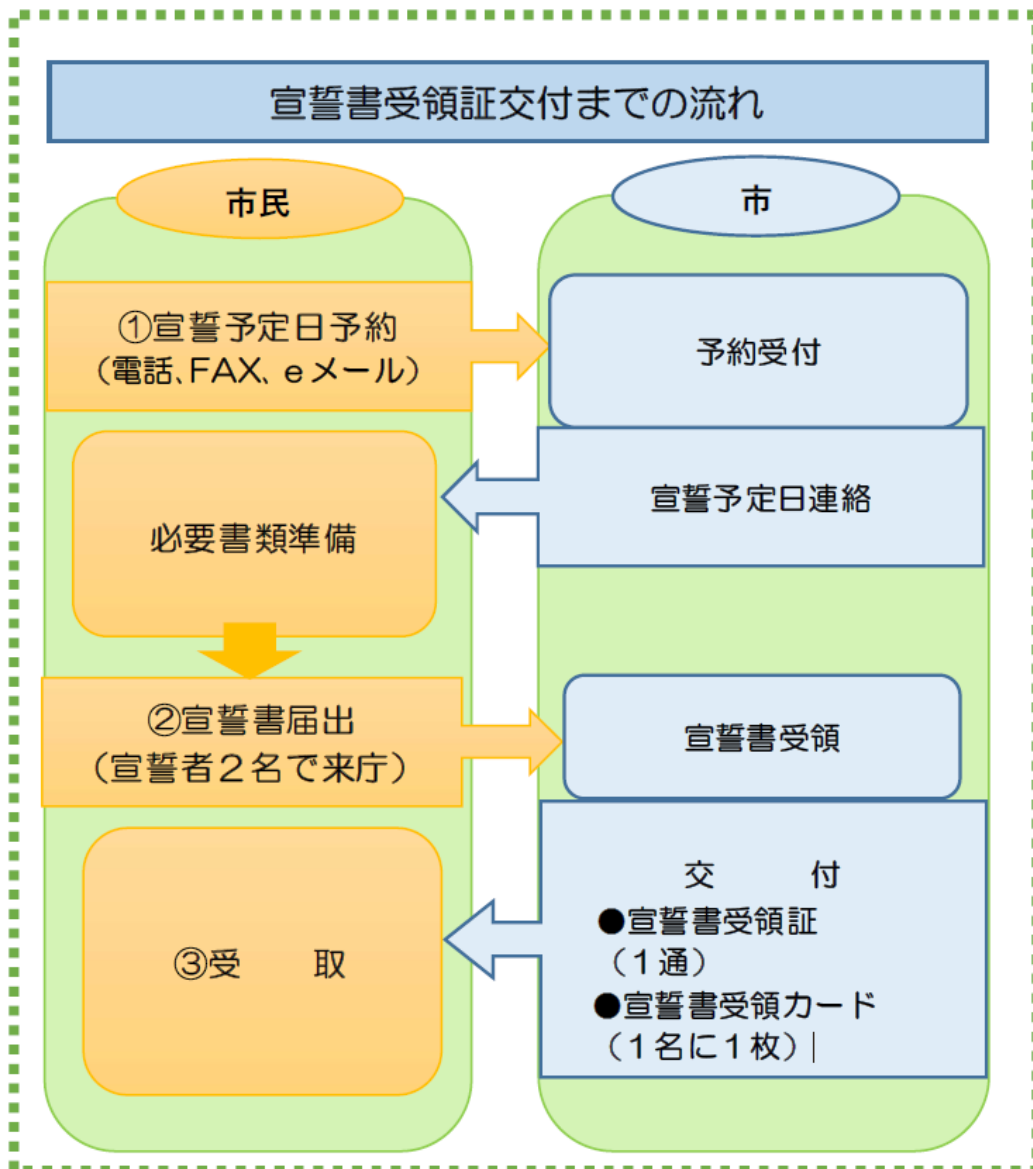
1. せんせい 宣誓できる方

次の要件をすべて満たす必要があります。

- 一方または双方が性的マイノリティであるおふたりのうち、双方または一方が市内に住所を有している、または宣誓の日から14日以内に市内への転入を予定していること
- 成年に達していること
- 配偶者（事実上の婚姻関係を含む）がいないこと
- 宣誓をしようとする相手以外と宣誓をしていないこと
- おふたりの関係が、民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士でないこと（直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族でないこと）
※ただし、おふたりが養子縁組をしている、またはしていた場合は宣誓できます。

宣誓手続きについて

2. せんせいてつづ 宣誓手続きの流れ



宣誓手続きについて

2. せんせいてつづ 宣誓手続きの流れ

①宣誓予定日予約

宣誓には予約が必要です。おおむね10日前までに連絡してください。

●宣誓の可能な日時

- ・月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
- ・午前8時30分から午後4時15分

※戸籍抄本など、取得に時間がかかる場合がありますので、
余裕のある日程で予約をしてください。

※宣誓日時は、場所の確保などの状況によりご希望に添えない
場合があります。なるべく早めにご連絡ください。

●予約時には、次のことをお伝えください。

- ・おふたりの氏名、生年月日、住所
- ・希望日時（できるだけ複数の日時をご希望ください。）
- ・日中連絡のとれる連絡先
（電話番号またはメールアドレス）

＜予約先＞

府中市総務部総務課（府中市府川町315番地）

TEL:0847-44-9104 FAX:0847-46-3450

E-mail: soumu@city.fuchu.hiroshima.jp

宣誓手続きについて

2. せんせいてつづ 宣誓手続きの流れ

②宣誓当日

- 予約した日時に、おふたりそろってお越しください。

point : お越しになる前に、必要書類の最終確認をしましょう。

- 宣誓場所：市が指定する場所
※原則として府中市役所庁舎
(府中市府川町315番地)

point : 市役所での宣誓が難しい場合は、ご相談ください。

- 宣誓場所では、パートナーシップ宣誓書（裏面：パートナーシップ宣誓にあたっての確認書）に必要事項を記入し、提出いただきます。宣誓書の用紙は市が準備します。

point : 宣誓者が自ら記入できない場合は、代書が可能です。

point : 受領証の交付などに約1時間かかります。

せんせいてつづ

宣誓手続きについて

2. せんせいてつづ 宣誓手続きの流れ

③宣誓書受領証等の受取

当日、宣誓書受領証等をお渡しします。

※「4 交付する書類（9ページ）」参照

point：書類に不備や不足があった場合、交付を延期することがあります。

point：宣誓書受領証と宣誓書受領カードは後日郵送することも可能です。
（郵送を希望される場合は、レターパックなど送付に必要なものをご準備ください。）

宣誓手続きについて

3. ひつようしょるい 必要書類

①住民票があるか確認する書類

住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載が無いもの）を提出する（ひとり1通）

※市内に住所がある方で、マイナンバーカード（有効期限内）を提示された場合、住民票の写しの提出は不要です。

●おふたりが同じ世帯で1枚の証明書で確認できる場合は、おふたりで1通。

●住所が同じでも別世帯の場合は、ひとり1通ずつ必要です。

※住民票の写しにマイナンバーの記載があると受け取れません。

※転入を予定されている方は、8ページ「④必要に応じて提出する書類」をご覧ください。

②配偶者がいないことを確認する書類

戸籍抄本等の配偶者がいないことを証明できる書類（ひとり1通）

※戸籍抄本は、本籍地のある自治体で請求してください。

※戸籍抄本の他に、独身である証明でも受け付けます。

※外国籍の方は在日本大使館等が発行した配偶者がいないことを確認できる書類（婚姻要件具備証明書など）1通に日本語訳を添付した上で提出してください。

point：戸籍抄本等は、郵便で請求できます。また、自治体によっては、マイナンバーカードにより、コンビニエンスストアで発行できる自治体もあります。詳しくは本籍地の自治体へご確認ください。（ホームページに記載がある自治体もあります）

point：本籍地については、お住まいの自治体（住民票がある自治体）で本籍地が記載された住民票の写しを取得することで確認できます。

●①②とも3か月以内に発行された書類をご準備ください

宣誓手続きについて

3. ひつようしょるい 必要書類

③本人確認できる書類

(顔写真入りの本人確認書類) の提示

- 運転免許証
- マイナンバーカード (個人番号カード)
- 旅券 (パスポート)
- 在留カード
- 特別永住者証明書 など

※顔写真入りの本人確認書類をお持ちでない場合はご相談ください。

④必要に応じて提出する書類

●転入を予定されている場合に必要な書類

転入予定が確認できる書類の写しを提出してください (1 通)。

例) 転出証明書、新しい住居の賃貸借契約書

※転出証明書の写しを出される場合は、マイナンバーが記載されている部分をマジック等で黒塗りした上でコピーし、提出してください。

●通称名の使用を希望する場合に必要な書類

通称名での宣誓を希望される方は、3か月以内に発行された、日常生活において通称名を使用していることが確認できる次の書類のいずれかを提出してください。

- ①給与明細書 ②通称名の記載のある住民票の写し
- ③在学証明書等 ④自宅に届いた郵便物2通 (消印がある住民票の住所と一致する郵便物で、宛名が手書きでないもの)

宣誓手続きについて

4. 交付する書類

提出いただいた書類に不備等がなければ、次の書類を交付します。

※提出書類に不備や不足があった場合は、宣誓
日を延期させていただくことがあります。

○パートナーシップ宣誓書受領証

○パートナーシップ宣誓書受領カード

○宣誓書の写し

※いずれもおひとりに1枚ずつ交付します

別記様式第3号（第6条関係）	
パートナーシップ宣誓書受領カード	
前市で「パートナーシップ宣誓」の取扱いに関する条例の規定に基づき、「パートナーシップ宣誓書」を受領したことを証します。	
宣誓者	
(氏名)	[氏名]
(住所)	(住所)
(年 月 日 生)	(年 月 日 生)
宣誓日	年 月 日
交付番号	府中市長 印
(表)	
(裏)	

別記様式第2号（第6条関係）		（表面）
パートナーシップ宣誓書受領証		
係 （ 年 月 日生 ）		係 （ 年 月 日生 ）
住所 _____ _____	住所 _____ _____	
宣誓日 年 月 日	交付番号 _____	
府中市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。		
年 月 日		
府中市長		
		印

宣誓後の手続きについて（必要に応じて）

すべての手続きで、事前予約が必要です。申請書は窓口に用意していますが、市のホームページからもダウンロードできます。

5. じゅりょうしょうとう さいこうふ へんこう へんかん ● 受領証等の再交付・変更・返還

①受領証等の再交付

紛失や毀損、汚損などによりパートナーシップ宣誓書受領証等の再交付を希望するときは、申請が必要です。

【申請に必要なもの】

- 本人確認書類（3 必要書類（8ページ）参照）
- 毀損、汚損の場合は、すでに発行している受領証等（新規に発行する書類と交換になります）

※再交付後、紛失した受領証等を見つけた場合は返還してください。

②宣誓事項の変更

宣誓書に記載した内容に変更があった場合は、届出が必要です。

【届出に必要なもの】

- 本人確認書類（3 必要書類（8ページ）参照）
- 変更内容等が確認できる書類
 - ・住所変更の場合：住民票の写し、住民票記載事項証明書
 - ・氏名変更の場合：戸籍抄本等
 - ・通称名変更の場合：給与明細書、通称名の記載のある住民票の写し等
- すでに発行している受領証等（新規に発行する書類と交換になります）

宣誓後の手続きについて（必要に応じて）

すべての手続きで、事前予約が必要です。申請書は窓口に用意していますが、市のホームページからもダウンロードできます。

5. じゅりょうしょうとう さいこうふ へんこう へんかん 受領証等の再交付・変更・返還

③受領証等の返還

次の場合は、受領証等返還届を提出し、受領証等を返還してください。

1. パートナーシップを解消したとき
2. 一方が亡くなられたとき
3. 双方が市外へ転出されたとき

市外へ転出した場合でも府中市の受領証等を転出先の自治体で継続して使用できる場合があります。詳しくは12ページをご覧ください。

4. その他宣誓の要件に該当しなくなったとき

【申請に必要なもの】本人確認書類（3 必要書類（8ページ）参照）

宣誓の無効

次のいずれかに該当するときは、宣誓を無効とし、無効とした受領証等を返還いただき、交付番号をホームページ等で公表します。

- パートナーシップを形成する意思がないとき
- 宣誓書の内容に虚偽があったとき
- 宣誓できる方の要件（2ページ参照）に反しているとき
- 市内に転入予定の場合で、期日までに証明する書類を提出しないとき

宣誓後の手続きについて（必要に応じて）

すべての手続きで、事前予約が必要です。申請書は窓口に用意していますが、市のホームページからもダウンロードできます。

6. ^{れんけいじちたい} ^{そうごりよう} 連携自治体との相互利用

おふたりが、本市と制度の相互利用に関する協定を締結している自治体へ転居される場合、受領証等継続使用申請書を本市へ提出することにより、府中市の受領証等を転居先の自治体で継続して使用することができる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

7. ^{せんせいしょきさいないようとうしょうめいしょ} 宣誓書記載内容等証明書

パートナーシップ宣誓書に記載されている内容の証明書が必要な場合「宣誓書記載内容等証明書交付申請書」を提出してください。

※書類に不備等がなければ、即日交付します。

（後日郵送も可能です。）

【申請に必要なもの】本人確認書類（3 必要書類（8ページ）参照）

point : 宣誓書記載内容等証明書が必要なときとは？

サービスを利用する際、カード等の提示ではなく、証明書が必要と言われた場合や、宣誓してから何年か経って、新しくサービスを受けようとしたときで、最新の日付で宣誓したことを証明する書類が必要となるかもしれません。そのような場合に利用してください。

よくある質問と回答

①制度について

1	パートナーシップ宣誓制度と結婚の違いは何ですか？	●結婚は法律に基づいて行われ、相続権や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。 ●一方、パートナーシップ宣誓制度は府中市が独自で行う制度であり、市の要綱に基づいており、法的効力がありません。 ●この制度は互いを人生のパートナーとすることを宣誓したことについて、公的に証明する制度です。
2	なりすましなどの悪用をされませんか？	●宣誓には、おふたりでお越しいただき、宣誓の意思を確認し、合わせて本人確認書類（免許証など）で本人確認を行います。また、戸籍抄本、住民票の写し等の書類でも確認することで、なりすまし等を防止します。 ●宣誓が無効のものであると判明した場合は、無効となった宣誓の交付番号を市ホームページで公表します。
3	受領証等の交付を受けることでどんなメリットがありますか？	●おふたりの関係を形にすることができます。 ●この制度に法的効力はありませんが、各種行政サービス等が利用できるようになります。 ※利用できる行政サービスについては本市ホームページで公表しています。）。 ※民間企業等においてもパートナー・家族と認識して扱うサービスを増やし、福利厚生などにおいても対応していただくよう、周知啓発に取り組みたいと考えています。

②こんな場合宣誓できますか？

※宣誓できる人の要件（2ページ）参照

4	宣誓できるのは同性パートナーだけですか？	●同性パートナーに限らず、一方または双方が性的マイノリティの方であれば、宣誓することができます。
5	同居していないと宣誓できませんか？	●おふたりが同居していなくても宣誓することができます。
6	事実婚の二人は宣誓できますか？	●双方とも性的マイノリティでない事実婚のお二人は宣誓できません。
7	養子縁組をしています、が、宣誓できますか？	●宣誓しようとしているおふたりが養子縁組をしている場合でも宣誓できます。
8	外国籍ですが宣誓できますか？	●外国籍の方でも宣誓できます。（必要書類は7ページ参照） ※パートナーシップ宣誓制度を利用することで在留資格や在留期間が変わることはありません。

よくある質問と回答

③手続きのあれこれ

9	通称名は使用できますか？	●通称名を使用することができます。 ●通称名を使用する際は、各種サービスで使用することを想定し、受領証等の表面に通称名が、裏面に戸籍上の氏名が記載されます。（必要書類は8ページ参照）
10	宣誓はどこで行うのですか？	●原則宣誓は市役所本庁舎で行います。
11	宣誓にあたり、プライバシーは守られますか？	●宣誓はプライバシーに配慮し、原則個室で行い、担当の市職員のみが立ち会います。 ●提出された書類や記載されている個人情報等について、緊急時等で本人の同意があった場合を除き、原則、外部に提供することはありません。
12	郵便やEメールでも宣誓書を受け付けていますか？	●原則、郵便やEメールでは受け付けていません。宣誓時はおふたりでお越しいただき宣誓書を提出していただく必要があります。 ●市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を締結している自治体から転入される場合で、本市の受領証等の交付を希望される場合は、郵送での手続きが可能です。担当課にご相談ください。
13	平日に二人で市役所に行くのが難しいのですが。	●原則、宣誓は平日（祝日及び年末年始を除く）の午前8時30分から午後4時15分までとさせていただきます。ただし、特段のご事情がある場合は、担当課までご相談ください。
14	代理人でも宣誓できますか？	●代理人による宣誓はできません。 ●宣誓時はおふたりでお越しいただく必要があります。
15	宣誓に費用はかかりますか？	●宣誓書の提出や受領証等の交付は無料です。また、宣誓書記載内容等証明書の交付も無料です。 ●ただし、宣誓等の際に提出していただく必要書類（住民票の写しや戸籍抄本など）の交付手数料等は自己負担となります。
16	宣誓すると戸籍や住民票の記載が変わりますか？	●この制度は法的効力がないため、宣誓により戸籍や住民票の記載が変わることはありません。
17	受領証等に有効期限はありますか？	●有効期限はありません。 ●返還が必要な場合を除き、有効です。
18	市外に転出する場合はどうすればよいですか？	●おふたりともが市内に居住しなくなる場合は、返還届を提出し、受領証等を返還してください。 ●市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を締結している自治体に転出する場合は、申請により受領証等を継続使用することができます。詳しくは担当課にお問い合わせください。 ●おふたりとも市内に居住していた場合で、おひとりだけ市外に転出される場合は、転入手続きを終えた後、変更届（10ページ参照）と新住所の住民票の写しを提出してください。
19	結婚した場合は宣誓書受領証を返還しなければならないですか？	●婚姻届を提出した場合は、宣誓できる人の要件に合致しなくなります。返還届（11ページ参照）を提出し、受領証等を返還してください。
20	自署できない場合はどうしたらいいですか？	●代筆が必要な相当の事情がある場合は、個別の事情に応じ、柔軟に対応します。

人権に関する相談窓口

●エソール広島LGBT相談

☎082-207-3130

🕒毎週土曜日10:00~16:00

※祝日・年末年始を除く

相談は無料です。匿名で秘密は厳守します。
ひとりで悩まず、お気軽にお電話ください。
ご家族、パートナー、支援者の方からの相談
もお受けします。

例えばこんな相談をお受けしています。

- ・自分の性的指向や性別の違和感
- ・自分の性別がはっきりとわからない
- ・自分の性的指向や性別違和のために、職場
で安心して働くことができない など

(公財)広島県男女共同参画財団「エソール広島」
は、男女共同参画社会づくりのための拠点です。

エソール広島



●にじいろ電話相談

☎084-951-5250

🕒毎月第3水曜日 15:00~18:00

本人、家族、友人など、どなたでも電話・
メールでの相談ができます。秘密は厳守しま
す。匿名での相談も可能です。電話相談は予
約不要、無料です。ひとりで悩まないで、気
軽に電話・メールしてください。

例えばこんな相談をお受けしています。

- ・自分の性別に違和感がある
- ・子どもの「性」についての悩み・不安がある
- ・職場や学校で噂されていてしんどい
- ・とにかく、話をきいてほしい など

メール相談フォームは
こちらから▶▶▶



●みんなの人権110番 (全国共通人権相談ダイヤル)

☎0570-003-110

🕒月~金 8:30-17:15

●広島法務局福山支局

☎084-923-0100

🕒月~金 8:30-17:15

●SNS(LINE)人権相談



まずは
友達登録から！



QRコードからアクセス
してください。

府中市パートナーシップ宣誓制度ガイドブック(令和5年10月版)



広島県府中市

市ホームページは

広島県府中市



府中市総務部総務課

〒726-8601 府中市府川町315番地

電話0847-44-9104

FAX0847-46-3450

E-mail: soumu@city.fuchu.hiroshima.jp